

賃貸住宅の賃貸借契約に関することでお悩みの方 ご相談を受け付けます。

例えば 借主の方

- 家主から一方的に家賃を値上げするとされた。
- 理由もなく家主から賃貸契約の更新を拒否された。
- 退去したのに敷金を返してもらえない。
- 退去時に多額の修繕費を請求された。

例えば 貸主の方

- 借主さんが家賃を滞納している。
- 更新料を払いたくないと言われた。
- 賃貸借契約書を交わしたい。



などの状況にある方のご相談に応じます。

相談料は無料です。

本事業は国土交通省の指定を受け、住宅賃貸借契約の適正化を目的として実施します。

*相談日時

毎週 月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く） 午後 1時から午後 4時

*相談会場

和歌山市九番丁1番地 中谷ビル2階

*要予約

電話 073-432-9776（平日午前10時から午後0時及び午後1時から午後4時）

住宅セーフティネット基盤強化推進事業 補助事業者 和歌山県行政書士会
〒640-8155 和歌山市九番丁1番地 中谷ビル2階 電話 073-432-9775